

参考資料No.4

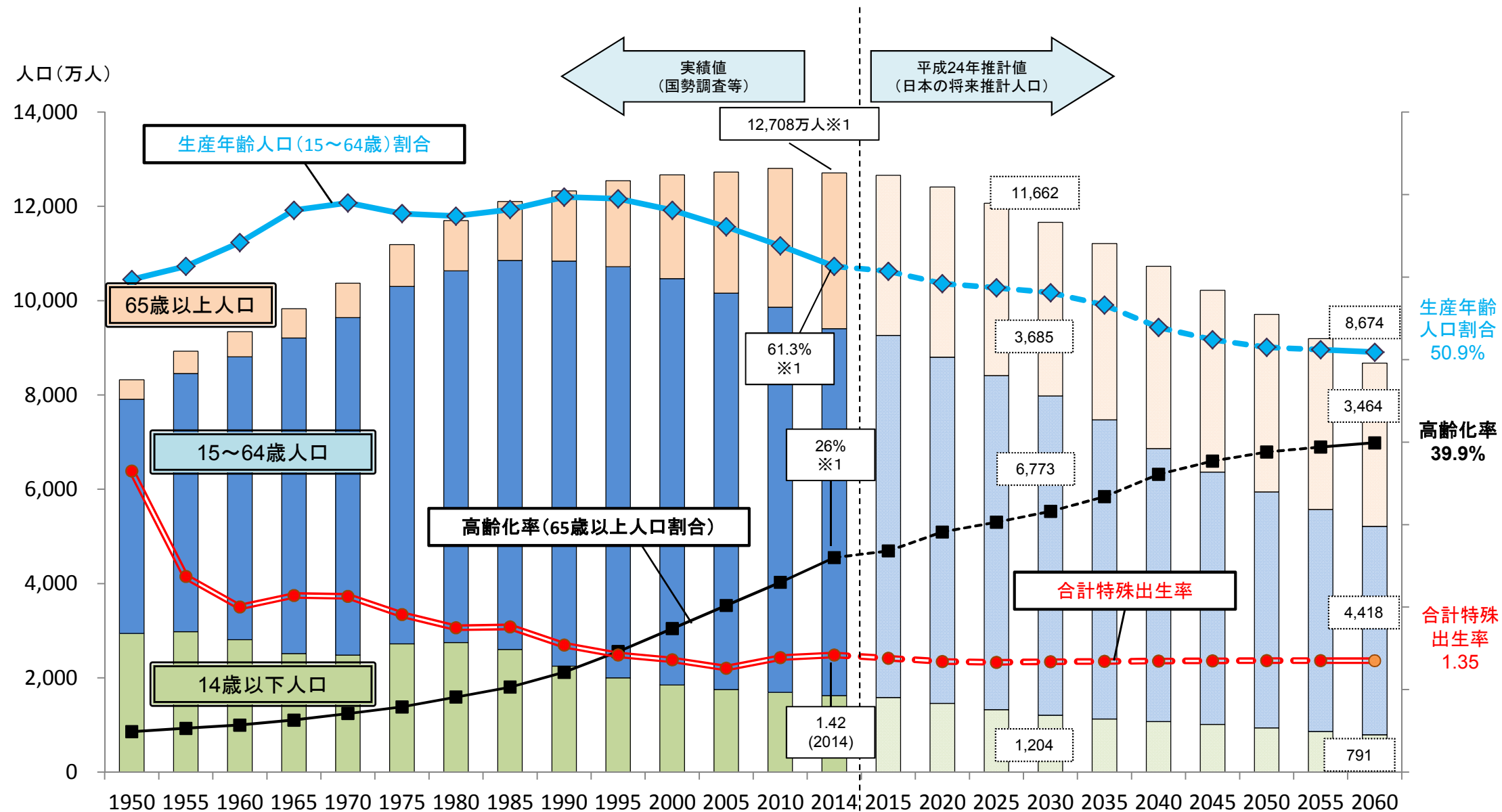
労働市場を取り巻く経済社会の動向等

《目次》

1. 日本の人口の推移	・・・P3
2. 労働力需給推計の活用による政策シミュレーション	・・・P4
3. 正規雇用と非正規雇用労働者の推移（男女別）	・・・P5
4. 雇用調整速度の国際比較	・・・P6
5. 我が国における解雇に関する一般的ルール	・・・P7
6. 雇用保護に関する国際比較	・・・P8
7. 失業率の国際比較	・・・P12

日本の人口の推移

○ 我が国は人口減少局面に入っている。

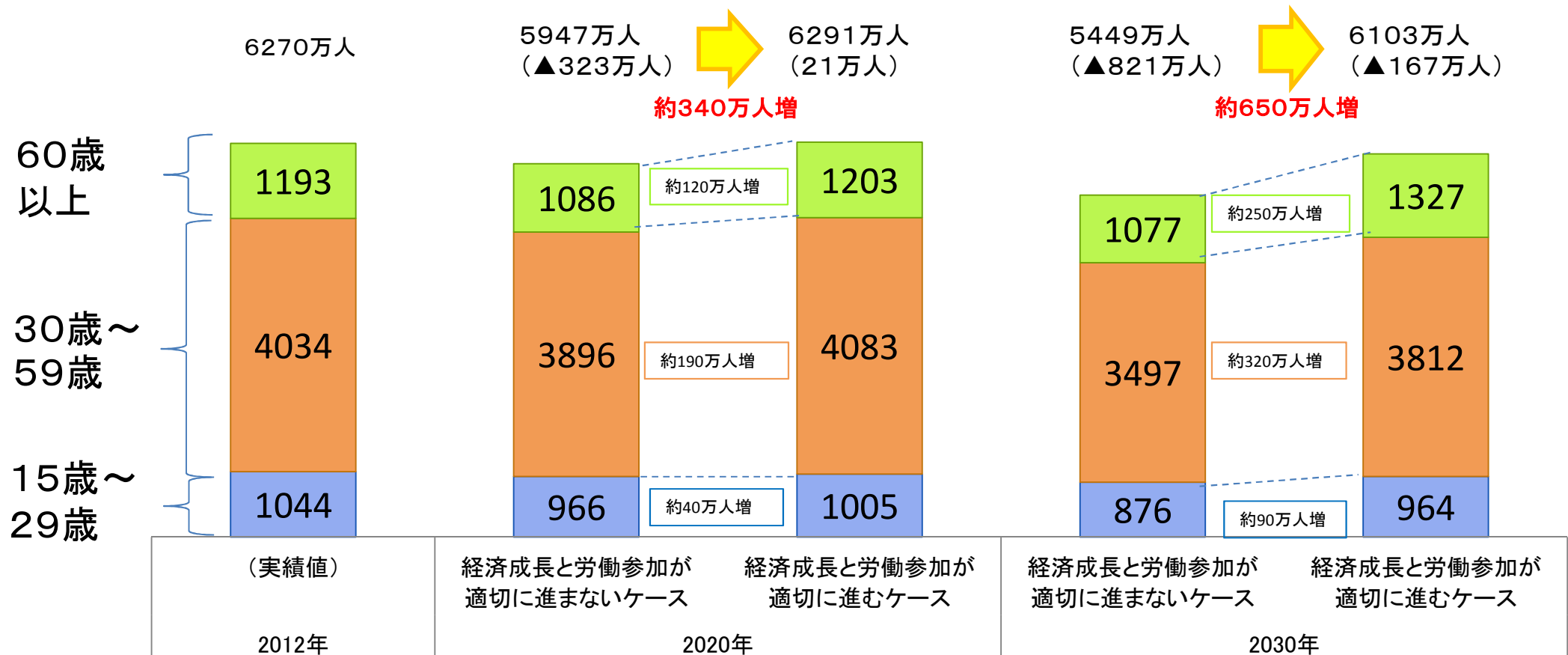


(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)
厚生労働省「人口動態統計」 ※1 総務省「人口推計」

労働力需給推計の活用による政策シミュレーション

- 「経済成長と労働参加が適切に進まないケース」は、2030年の就業者数が▲821万人(2012年比)となるが、「経済成長と労働参加が適切に進むケース」では、その場合よりも約650万人増となり、2012年比で▲167万人に留まる見込みである。

2030年までの就業者シミュレーション(男女計)



資料出所:2012年実績値は総務省「労働力調査」、2020年及び2030年は(独)労働政策研究・研修機構推計

※推計は、(独)労働政策研究・研修機構が、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」等を用いて行ったもの

※経済成長と労働参加が適切に進むケース:「日本再興戦略」を踏まえた高成長が実現し、かつ労働市場への参加が進むケース

※経済成長と労働参加が適切に進まないケース:復興需要を見込んで2015年までは経済成長が適切に進むケースの半分程度の成長率を想定するが、2016年以降、経済成長率・物価変化率がゼロ、かつ労働市場への参加が進まないケース(2012年性・年齢階級別の労働力率固定ケース)

※図中の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、年齢計と内訳の合計は必ずしも一致しない。増減差は表章単位の数値から算出している。

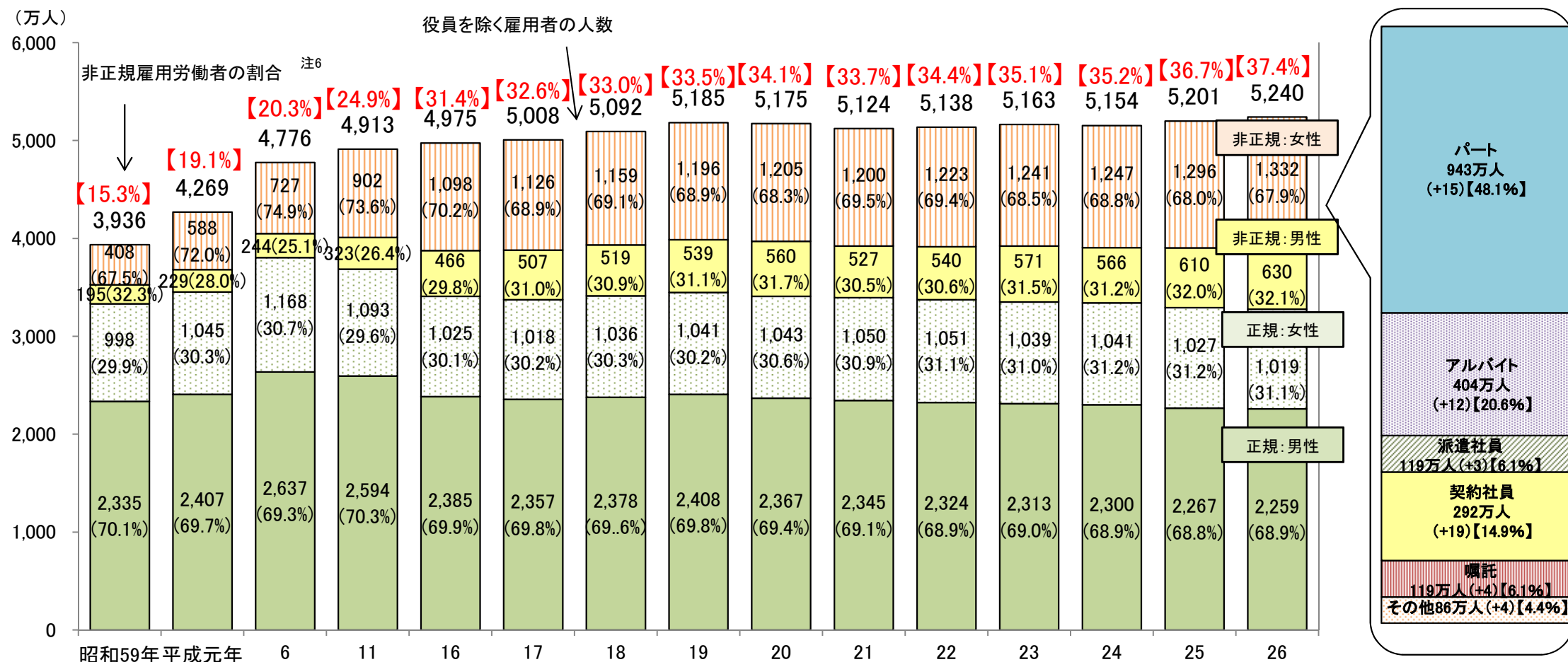
正規雇用と非正規雇用労働者の推移（男女別）

○ 非正規雇用は、平成6年から平成16年までの間に増加し、以降現在まで緩やかに増加（役員を除く雇用者全体の37.4%・平成26年平均）。

なお、直近（平成27年8月現在）では、1,972人（37.2%）。※

○ 正規雇用は、平成6年から平成16年までの間に減少し、以降その数はわずかに減少。

※総務省「労働力調査（基本集計）」（平成27年2月分）。なお、月単位の公表は平成25年1月から開始。増減を見る場合には、季節的変動があるため、通常、前年同月との比較を行う。



（資料出所）平成11年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表10

（注）1）平成17年から平成23年までの数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切替え集計した値。

2）平成23年の数値、割合及び前年差は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値。

3）雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

4）正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

5）非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

6）割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

第4-10表 雇用調整速度

Table 4-10: Employment adjustment speed

		1976-1990年平均 Annual average	1991-2010年平均 Annual average
日本	JPN	0.15	0.31
アメリカ	USA	0.71	0.57
カナダ	CAN	0.22	0.38
イギリス	GBR	0.25	0.38
ドイツ	DEU	0.15	0.12
フランス	FRA	0.45	0.36
ベルギー	BEL	0.36	0.34
デンマーク	DNK	0.63	0.40
フィンランド	FIN	0.26	0.34
ノルウェー	NOR	0.26	0.24

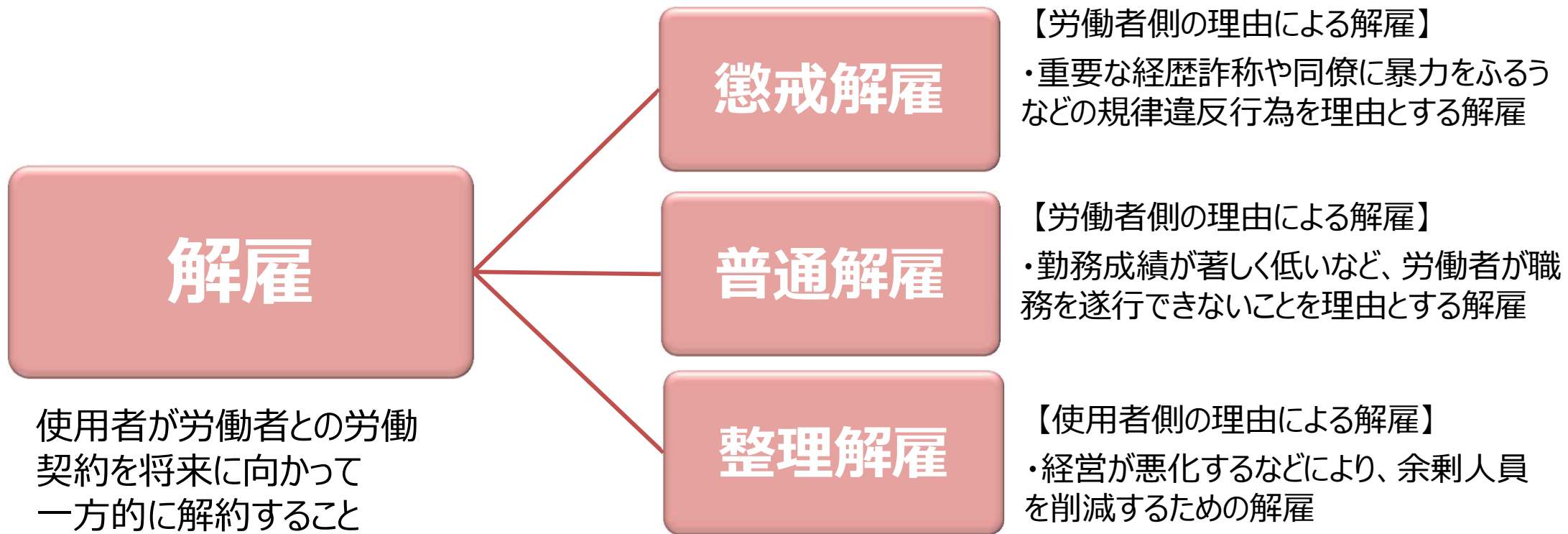
資料出所 内閣府(2013.7)「平成25年版経済財政白書」

- (注) 1) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」, OECD.Stat databaseにより内閣府が作成。
 2) 雇用調整速度は, 部分調整モデルに基づき, 下式により推計した前期労働投入(E_{-1})の計数(γ)を1から引いた値($1-\gamma$)として推計。

$$\ln E = C + \alpha \ln Y + \beta \ln(W/P) + \gamma \ln E_{-1} + \delta T$$

E:雇用者数, Y:鉱工業生産, W:名目賃金, P:消費者物価, T:タイムトレンド

- 解雇は懲戒解雇、普通解雇、整理解雇に分類されることが多い。

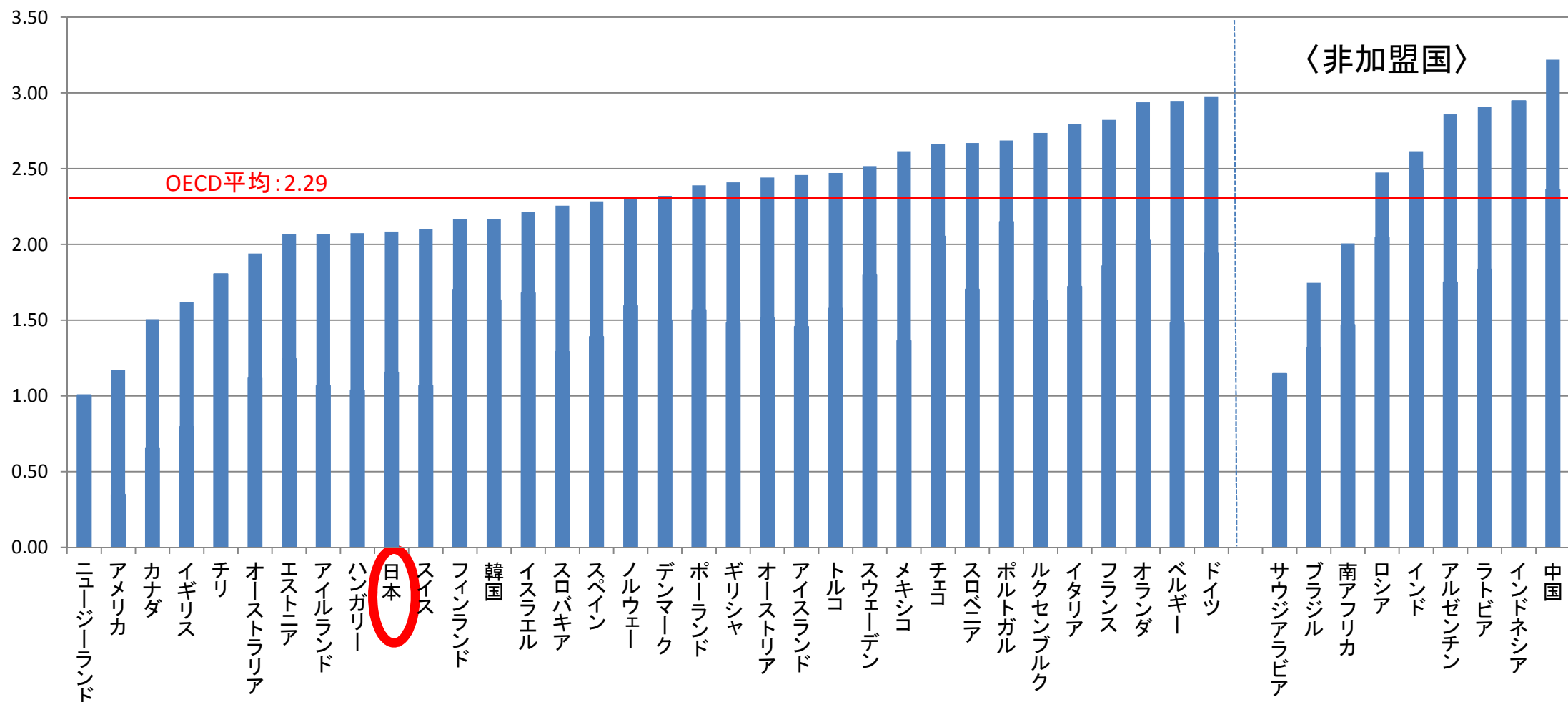


解雇に関する一般的ルール（解雇権濫用法理）

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。（労働契約法第16条）・・・最高裁の判例を条文化したもの

- ※ 当初、平成15年の労働基準法改正で労働基準法第18条の2として規定
- ※ 平成19年に成立し、平成20年から施行された労働契約法にそのまま移行

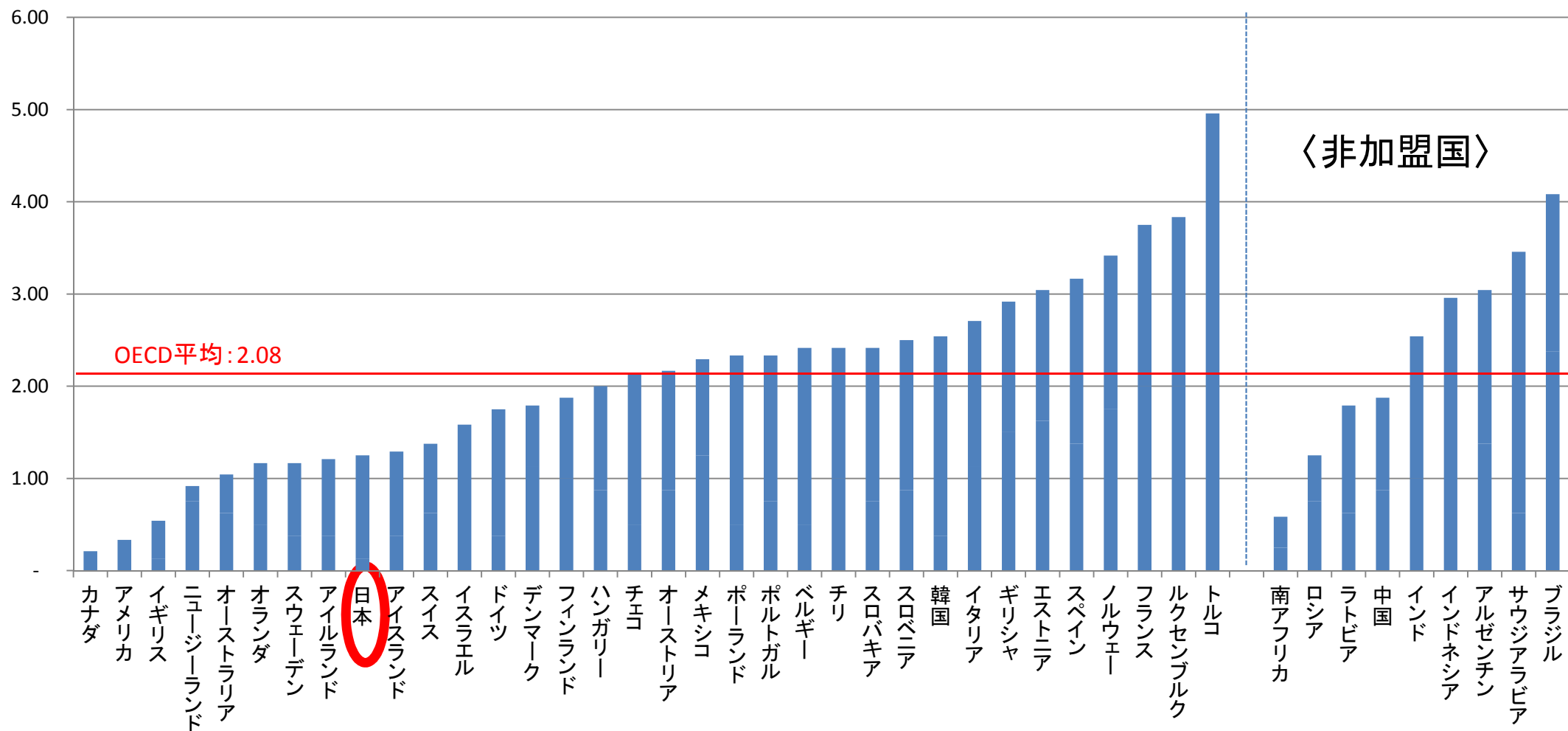
期間の定めのない労働者の雇用保護規制
(個別解雇&集団解雇)
(2013年)



資料出所:OECD.stat

Figure 2.6. Protection of permanent workers against individual and collective dismissals

臨時的雇用に関する雇用保護規制 (2013年)



資料出所:OECD.stat

Figure 2.9. Regulation on temporary contracts

雇用保護に関する国際比較 ③

(参考) 雇用保護規制に関する指標の算定の基本的な仕組み

Level 1 Scale 0-6	Level 2 Scale 0-6	Level 3 Scale 0-6	Level 4 Scale 0-6	Version 3 weights
Regular contracts, including additional provision for collective dismissals (EPRC) 正規の雇用契約（集団解雇含む）	Regular contracts (EPR) (version 2 & 3: 5/7:) 正規の雇用契約	Procedural inconveniences (1/3) 手続きの不便制	1. Notification procedures 予告の手続	(1/2)
			2. Delay to start a notice 予告開始に先立つ遅延期間	(1/2)
		Notice and severance pay for no-fault individual dismissals (1/3) 無過失の個別解雇における予告と解雇手当	3. Notice period after 予告期間	9 months (1/7)
				4 years (1/7)
				20 years (1/7)
			4. Severance pay after 解雇手当	9 months (4/21)
				4 years (4/21)
				20 years (4/21)
		Difficulty of dismissal (1/3) 解雇の難しさ	5. Definition of unfair dismissal 不当解雇の定義	(1/5)
			6. Trial period 試用期間	(1/5)
			7. Compensation 補償	(1/5)
			8. Reinstatement 復職	(1/5)
			9. Maximum time for claim 申立の最大期間	(1/5)
	Collective dismissals (EPC) (version 2 & 3: 2/7) 集団解雇		18. Definition of collective dismissal 集団解雇の定義	(1/4)
			19. Additional notification requirements 追加的な通知要件	(1/4)
			20. Additional delays involved 予告開始に先立つ追加の遅延期間	(1/4)
			21. Other special costs to employers 使用者が負担するその他の追加的なコスト	(1/4)

Level 1 & 2 Scale 0-6	Level 3 Scale 0-6	Level 4 Scale 0-6	Version 3 weights
Temporary contracts (EPT) 臨時的雇用契約	Fixed term contracts (EPFTC) (1/2) 有期雇用契約	10. Valid cases for use of fixed-term contracts 有期雇用契約の利用が有効な事例	(1/2)
		11. Maximum number of successive contracts 連続する雇用契約の最大回数	(1/4)
		12. Maximum cumulated duration 雇用契約の最大累積期間	(1/4)
	Temporary work agency employment (EPTWA) (1/2) 労働者派遣事業による解雇	13. Types of work for which is legal 合法である労働形態	(1/3)
		14. Restrictions on number of renewals 更新回数に関する制限	(1/6)
		15. Maximum cumulated duration 派遣契約の最大累積期間	(1/6)
		16. Authorisation and reporting 許可と報告	(1/6)
		17. Equal treatment 均等待遇	(1/6)

(注) OECDウェブサイト <http://www.oecd.org/employment/emp/oecdindicatorsofemploymentprotection-methodology.htm> を参照して作成。

なお、指標の名称の和訳は、厚生労働省労働基準局労働条件政策課において仮訳として作成したもの。

雇用保護に関する国際比較 ④

(参考) 雇用保護規制に関する指標の算定基礎となった詳細な評価 ※数値は「0（最も緩い）」以上「6（最も厳しい）」以下で表されている

	正規の雇用契約（集団解雇含む）														臨時的雇用契約										
	正規の雇用契約													集団解雇		有期雇用契約			労働者派遣事業による解雇						
	手続の不便性		無過失の個別解雇における予告と解雇手当						解雇の難しさ																
			予告の手続	予告開始に先立つ遅延期間	予告期間			解雇手当			不当解雇の定義	試用期間	補償	復職	申立の最大期間	集団解雇の定義	追加的な通知要件	予告開始に先立つ追加の遅延期間	使用者が負担するその他の追加的なコスト	有期雇用契約の利用が有効な事例	連続する雇用契約の最大回数	雇用契約の最大累積期間	合法である労働形態	更新回数に関する制限	派遣契約の最大累積期間
9か月	4年	20年			9か月	4年	20年																		
オーストラリア	2	1	1	1	1	0	2	1	4	3	1	2	1	4.5	6	1	0	0	5	0	0	2	0	0	3
オーストリア	4	1	3	2	1	0	0	0	2	6	1	6	0	6	3	1	3	1	5	0	0.75	2	0	6	6
ベルギー	2	2	6	5	6	0	0	0	0	4	1	0	5	4.5	6	4	6	0	2	2	3	4	5	2	6
カナダ	2	0	1	2	1	0	0	1	0	..	..	2	1	2.745	4.29	4	0.84	0	0	0	0	2	0	0.52	0
チリ	4	0	3	2	1	0	5	3	6	6	1	1	2	0	0	0	0	0	4	4	3	4	6	1	0
チェコ	4	3	6	4	1	1	3	1	0	4	1	6	2	4.5	3	1	0	0	3	1	0.75	2	4	6	6
デンマーク	4	2	5	5	2	0	1	1	0	3	1	2	0	4.5	3	1	3	1	4	3	0	2	0	0	6
エストニア	3	1	2	2	2	1	1	1	4	4	0	0	1	6	4.5	1	0	4	4	1	3	4	1	0	6
フィンランド	3.5	2	2	2	3	0	0	0	4	4	3	0	6	4.5	0	2	0	2	4	0	0.75	2	1	0	6
フランス	3	2	3	4	1	0	2	2	4	4	3	0	6	4.5	3	3	3	4	4	4	3	4	3	2	6
ドイツ	5	2	3	2	4	0	0	0	4	3	3	3	1	6	3	1	4.5	0	2	1	1.5	2	1	6	4.5
ギリシャ	4	1	0	2	1	0	2	2	1	3	..	4	2	6	3	1	3	4	3	1	1.5	2	1	5	6
ハンガリー	2	0	3	2	2	0	2	2	0	4	2	2	0	4.5	6	4	0	1	4	1	0	2	1	6	4.5
アイスランド	2	2	6	5	2	0	0	0	0	4	..	0	6	4.5	6	..	0	0	0	3	0	2	0	6	3
アイルランド	2	1	1	1	1	0	2	2	0	2	2	2	3	6	6	2	0	1	0	1	0	2	0	2	6
イスラエル	4	0	1	2	1	0	6	6	0	2	1	2	6	4.5	3	0	0	0	0	0	0	2	5	6	6
イタリア	3.5	2	4	3	2	0	0	0	4	4	4	4	2	6	3	3	3	2	4	1	1.5	4	0	6	6
日本	2	0	3	2	1	0	0	0	2	4	1	2	6	3	6	1	3	0	1	0	1.5	2	1	6	1.5
韓国	3	3	3	2	1	0	0	0	2	4	1	6	2	4.5	3	0	0	0	0	3	3	4	4	6	6
ルクセンブルク	4	2	6	4	3	0	0	2	2	3	1	0	2	6	3	2	4.5	5	3	3	3	4	4	2	6
メキシコ	2	0	0	0	0	2	4	1	5	4	3	3	2	6	6	1	4.5	5	0	0	2.25	2	0	0	6
オランダ	5	3	2	1	1	0	3	3	3	5	1	2	3	3.75	3	3	3	0	3	1	0.75	2	0	0	4.5
ニュージーランド	3	1	2	1	0	0	0	0	0	4	1	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0
ノルウェー	3	2	3	2	2	0	0	0	5	3	2	4	2	4.5	4.5	1	0	4	5	1	3	3	1	4	6
ポーランド	4	2	3	5	2	1	2	1	0	4	0	2	1	4.5	3	1	3	0	4	0	3	2	2	6	6
ポルトガル	4	3	2	2	1	1	4	4	2.5	4	3	5	1	6	1.5	0	0	2	1	1	2.25	2	2	6	4.5
スロベキア	2	1	3	4	1	0	1	1	0	4	1	5	2	4.5	6	3	0	0	3	3	3	2	0	6	6
スロベニア	4	1	2	2	1	0	2	2	0	3	3	4	0	4.5	3	3	3	2	0	3	1.5	2	0	4	6
スペイン	3	0	2	1	0	1	4	4	4	4	2	0	1	4.5	4.5	3	1.5	3	3	2	2.25	4	1	6	6
スウェーデン	4	2	3	5	3	0	0	0	4	3	6	0	2	6	3	1	0	0	0	3	0.75	2	0	0	6
スイス	2	2	3	4	2	0	0	0	0	5	1	0	0	4.5	6	1	3	0	5	0	0	4	0	2	3
トルコ	4	0	3	4	1	0	6	6	0	4	2	0	0	4.5	3	3	0	6	5	0	6	4	6	6	6
イギリス	2.5	0	1	2	2	0	1	2	0	0	1	2	2	3	4.5	3	0	0	0	1	0	2	0	0	3
アメリカ	0.54	0	0	0	0	0	0	0	0	..	..	1	4	1.5	6	4	0	0	0	0	0	2	0	2	2

(注) OECDウェブサイト <http://www.oecd.org/employment/emp/oecdindicatorsofemploymentprotection.htm> を参照して作成。

なお、指標の名称の和訳は、厚生労働省労働基準局労働条件政策課において仮訳として作成したもの。

